

## あいち森と緑づくり税条例

平成二十年 三月二十五日条例第二号

改正 平成二〇年 七月 八日条例第三五号

平成二一年 三月三十一日条例第三〇号

平成二二年 七月 九日条例第二五号

平成二五年 十月十五日条例第五一号

平成三〇年 十月十九日条例第四七号

令和 二年 七月 七日条例第四二号

令和 五年 十月二〇日条例第三三号

### (目的)

**第一条** この条例は、森林及び里山林の荒廃並びに都市の緑の喪失が進む中、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能がもたらす恩恵をすべての県民が享受していることにかんがみ、その公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり税として、愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例を定めることを目的とする。

### (個人の県民税の均等割の税率の特例)

**第二条** 平成二十一年度から令和十年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

### (法人の県民税の均等割の税率の特例)

**第三条** 平成二十一年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の十四第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十二条の十四第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第二号）第三条第一項」とする。

### (基金への積立て)

**第四条** 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額を、あいち森と緑づくり基金（あいち森と緑づくり基金条例（平成二十年愛知県条例第五号）に基づくあいち森と緑づくり基金をいう。）に積み立てるものとする。

### 附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 平成二十六年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に係る第二条の規定の適用については、同条中「第四十二条の六」とあるのは、「第四十二条の六及び附則第二十四条の五」とする。

### 附 則（平成二十年七月八日条例第三十五号抄）

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

一～三 (略)

四 (前略) 第二条 (中略) の規定 平成二十一年四月一日

五～七 (略)

附 則 (平成二十一年三月三十一日条例第三十号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年七月九日条例第二十五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年十月十五日条例第五十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十年十月十九日条例第四十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年七月七日条例第四十二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中愛知県県税条例第十三条第一項の改正規定並びに第二条中あいち森と緑づくり税条例第二条の改正規定、同条例第三条第一項の改正規定(「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める部分に限る。)及び同条例附則第二項の改正規定 公布の日

二 (略)

(県民税に関する経過措置)

3 第一条の規定(附則第一項各号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の愛知県県税条例(以下「新条例」という。)及び第二条の規定による改正後のあいち森と緑づくり税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)(以下「旧法人税法」という。)第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。

4 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の県民税については、第一条の規定による改正前の愛知県県税条例(以下「旧条例」という。)及び第二条の規定による改正前のあいち森と緑づくり税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

附 則 (令和五年十月二十日条例第三十三号)

この条例は、公布の日から施行する。